

## 姫路日ノ本短期大学競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員の行動規範

学長

1. 本学は、姫路日ノ本短期大学区研究倫理規定に基づき、本行動規範を定める。本行動規範は、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員が遵守するものとする。
2. 教員等の研究者は、次の行動規範にしたがって行動するものとする。
  - (1) 研究従事者としての誇りをもち、その使命を自覚する。
  - (2) 研究費の不正使用を行わない。
  - (3) 研究費の不正使用に加担しない。
  - (4) 周囲の者に対して、研究費の不正使用をさせない。
  - (5) 研究費の不正使用を黙認しない。
3. 研究費を取り扱う職員等にあつては、次の行動規範に従って行動するものとする。
  - (1) 規定及び不正防止計画を理解し、研究者に周知する。
  - (2) 周囲の者に対して、研究費の不正使用をさせない。
  - (3) 研究費の不正使用を黙認しない。